

(掲示済)

**宇治市監査委員公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月27日

宇治市監査委員

池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
堀 明人

**第1 監査の種類**

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

**第2 監査の対象**

福祉こども部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。  
 貸付金返還金債権管理状況（地域福祉課）  
 生活保護等返還金及び生活保護返納金債権管理状況（生活支援課）  
 委託料支出状況（地域福祉課、生活支援課、障害福祉課）  
 補助金支出状況（地域福祉課、障害福祉課）  
 生活保護費扶助費前渡資金支出状況（生活支援課）

**第3 監査の着眼点**

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

**第4 監査の主な実施内容**

この監査は、福祉こども部地域福祉課、生活支援課、障害福祉課における事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和5年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

**第5 監査の実施場所及び日程**

令和6年1月4日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年2月20日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

**第6 監査の結果**

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

**1 地域福祉課****(1) 貸付金返還金債権管理状況について**

今後、民事手続による債権回収や、費用対効果についても十分に考慮した上で債権放棄についても検討するなど、より適正な債権管理に努められたい。

**(2) 委託料支出状況について**

適正に処理されていた。

**(3) 補助金支出状況について**

要綱の定めと実際の運用との間に齟齬が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

**2 生活支援課****(1) 生活保護等返還金及び生活保護返納金債権管理状況について**

適正に管理されていた。

**(2) 委託料支出状況について**

適正に処理されていた。

**(3) 生活保護費扶助費前渡資金支出状況について**

おおむね適正に処理されていた。

**3 障害福祉課****(1) 委託料支出状況について**

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

**(2) 補助金支出状況について**

適正に処理されていた。

(掲示済)

**農業委員会****宇治市農業委員会告示第1号**

宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程

宇治市農業委員会規程（昭和58年宇治市農業委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「及び書記」を「その他の職員」に改め、同条ただし書きを削る。

第6条第3項中「主査」を「局長及び次長以外の職員」に改め、同条第4項を削る。

別表第1第5号中「、主査、主任及び書記（以下「次長以下の職員」と総称する。）」を「以下の職員」に改める。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

**宇治市農業委員会公告第3号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第10回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和6年3月21日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和6年4月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

3 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4 専決事項の報告

5 その他

(掲示済)

**公 営 企 業****宇治市上下水道事業管理規程第1号**

宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程

宇治市企業職員給与支給規程（昭和44年宇治市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「とする」を「及び災害応急作業等従事手当とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 企業職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害救助、被

災者支援又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認めるものに従事したときは、災害応急作業等従事手当として、作業1日につき840円（これらの作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、作業1日につき1,680円）を支給する。ただし、当該手当の支給を受ける職員には、当該手当に係る作業等に従事したことに対して支給されるべき前項の特殊勤務手当は支給しない。

第5条第1項第1号中「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の宇治市企業職員給与支給規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(掲示済)

## 宇治市上下水道事業管理規程第2号

宇治市水道検針業務委託規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月27日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市水道検針業務委託規程の一部を改正する規程

宇治市水道検針業務委託規程（令和3年宇治市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 宇治市水道検針業務等委託規程

第1条中「の委託」を「等の委託」に改める。

第4条を削り、第3条各号列記以外の部分及び第3号中「検針業務」を「検針業務等」に改め、同条を第4条とし、第2条中「水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、検針業務」を「管理者は、検針業務等」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

## （委託業務の範囲）

第2条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる業務（以下「検針業務等」という。）を委託することができる。

- (1) 検針業務
- (2) 窓口受付に関する業務
- (3) 開栓及び閉栓に関する業務
- (4) 水道料金等（水道料金、下水道使用料その他収入金をいう。）の収納に関する業務
- (5) 給水停止に関する業務
- (6) 水道メーターの取替及び修繕に関する業務
- (7) 前各号に附帯する業務

第5条の見出し及び第1項中「水道検針業務従事者証明書」を「検針業務等従事者証」に改め、同条第2項中「、検針業務」を「、検針業務等」に、「検針業務を」を「検針業務等を」に、「、水道検針業務従事者証明書」を「、検針業務等従事者証」に改める。

第6条第2号中「検針業務」を「検針業務等」に改め、同条第3号中「水道検針業務従事者証明書」を「検針業務等従事者証」に改める。

第7条（見出しを含む。）、第8条及び第10条中「検針業務」を「検針業務等」に改める。

別記様式の（表面）中「水道検針業務従事者証明書」を「検針業務等従事者証」に、「、宇治市水道検針業務」を「、宇治市水道事業における検針業務等」に改め、同様式の（裏面）中「この証明書は、検針業務」を「本証は、検針業務等」に、「2 この証明書」を「2 本証」に、「3 この証明書」を「3 本証」に、「新た

な証明書」を「新たな証」に、「、この証明書」を「、本証」に改める。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

## 宇治市上下水道事業管理規程第3号

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程（令和2年宇治市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の額」を「及び勤勉手当の額」に改める。

別表第2中「」を「」に改め

7, 943円	8, 318円
1, 130円	1, 180円

」

る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る給料に相当する報酬について適用し、同日前の勤務に係る給料に相当する報酬については、なお従前の例による。

(掲示済)

## 宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程

（宇治市上下水道部公印規程の一部改正）

第1条 宇治市上下水道部公印規程（昭和42年宇治市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項、第10条及び第11条第2項中「水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改める。

別表中「（下水道事業に係るものに限る。）」を削り、「水道料金の」を「水道料金等の」に改め、「、汚水量認定通知書、公共下水道使用料減免決定（却下）通知書、水洗便所改造資金融資あつせん審査結果通知書、水洗便所改造資金融資依頼書、水洗便所改造資金借受準備通知書、水洗便所改造資金融資に係る利子補給金交付決定通知書及び指定工事業者証」を削り、

「」を「」

水道総務課長	上下水道総務課担当課長
下水道計画課長	上下水道総務課長
水道総務課長	上下水道総務課担当課長
水道総務課長	上下水道総務課担当課長
営業課長	上下水道総務課長
水道総務課長	上下水道総務課長
下水道管理課長	下水道計画課長
水道総務課長	上下水道総務課長

下水道計画課長
水道総務課長
営業課長
水道総務課長
下水道管理課長

上下水道総務課長
上下水道総務課長
営業課長
上下水道総務課長
下水道計画課長

」に、「 」に改める

現金取扱員
下水道計画課長

現金取扱員
上下水道総務課長

。

別記様式第2号及び別記様式第3号中

水道総務課			
課長	副課長	係長	係員

に改める。

上下水道総務課		
課長	係長	係員

」

(宇治市上下水道事業会計規程の一部改正)

第2条 宇治市上下水道事業会計規程（昭和43年宇治市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、水道総務課長及び下水道計画課長」を「、上下水道総務課長及び上下水道総務課担当課長」に改める。

第19条第1項本文中「水道総務課長、営業課長又は下水道計画課長」を「上下水道総務課長、上下水道総務課担当課長又は営業課長」に、同項ただし書中「、翌日」を「、翌営業日」に改め、同条第2項本文中「水道総務課長、営業課長及び下水道計画課長」を「上下水道総務課長、上下水道総務課担当課長及び営業課長」に改め、同項ただし書中「、翌日」を「、翌営業日」に改め、同条第3項中「当該収納日の翌日までに」を「、遅滞なく、」に改め、同条第4項中「当該振り替えられた日の翌日又は当該収納した日の翌日までに」を「、遅滞なく、」に改める。

第31条第2項及び第32条第4項中「翌日」を「翌営業日」に改める。

第68条第1項各号列記以外の部分、第69条第1項各号列記以外の部分、第76条第1項各号列記以外の部分、第85条第2項、第86条第1項及び第87条中「水道総務課長及び下水道計画課長」を「上下水道総務課長及び上下水道総務課担当課長」に改める。

(宇治市企業職員給与支給規程の一部改正)

第3条 宇治市企業職員給与支給規程（昭和44年宇治市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「及び場長」を「、場長及び担当課長」に改める。

(宇治市企業職員の職務名に関する規程の一部改正)

第4条 宇治市企業職員の職務名に関する規程（昭和44年宇治市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を第18号とし、第13号及び第14号を3号ずつ繰り下げ、第12号を第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 専門員

## (15) 副主査

第2条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

## (7) 担当課長

(宇治市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第5条 宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「

課長	副課長	係長	担当

」

に改める。

課長	係長	担当

」

(宇治市上下水道部事務分掌規程の一部改正)

第6条 宇治市上下水道部事務分掌規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

水道総務課	庶務計画係 経理係

」

に改め、「料

上下水道総務課	総務係 水道経営係

」

金係」を削り、

「 」を

水管センター	施設第1係 施設第2係
下水道計画課	庶務係 計画係
下水道建設課	事業第1係 事業第2係
下水道管理課	管理係 普及係

」

下水道計画課	計画係 排水設備係
下水道施設保全課	計画係 排水設備係
水管センター	施設第1係 施設第2係

」

に改める。

第4条第2項中「水道総務課」を「上下水道総務課」に改める。

。

第4条第2項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に、「副課長」を「、担当課長、副課長」に、「主査」を「、主査、専門員、副主査」に、「に主査」を「に主査、専門員、副主査」に改める。

第5条第3項中「、参事」を「、参事、担当課長」に、「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改め、同条第5項中「副課長」を「、担当課長、副課長」に、「主査」を「、主査、専門員、副主査」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

課	係	分掌事務
上下水道総務課	総務係	(1) 下水道事業の財政計画、経営問題及び総合調整に関すること。 (2) 職員の任免、進退、賞罰及び服務に関すること。 (3) 職員の給与、研修及び福利厚生に関すること。

	(4) 公務災害に関するこ と。 (5) 管理規程等の制定及び改廃に関するこ と。 (6) 公印の管理に関するこ と。 (7) 宇治市公共下水道事業懇話会に関する こ と。 (8) 下水道事業の広報に関するこ と。 (9) 下水道事業の予算、決算及び財務諸表 に関するこ と。 (10) 下水道事業の国庫補助金の申請等に關 すること。 (11) 下水道事業の企業債に関するこ と。 (12) 下水道事業に係る契約及び物品の購入 に関するこ と。 (13) 下水道事業の各種統計及び業務状況の 報告に関するこ と。 (14) 下水道事業の計理状況の報告に関する こ と。 (15) 下水道事業の資金計画に関するこ と。 (16) 下水道事業の資産の取得、管理及び処 分の総括事務に関するこ と。 (17) 下水道事業の備品の管理に関するこ と。 (18) 下水道事業に係る現金及び有価証券の 出納及び保管に関するこ と。 (19) 下水道事業に係る収入及び支出の書類 の審査及び保管に関するこ と。 (20) 下水道事業に係る諸収入の調定に関する こ と。 (21) 下水道事業の会計伝票、日計表及び会 計帳簿の整理及び保管に関するこ と。 (22) 下水道事業に係る消費税の申告に関する こ と。 (23) 部及び課（下水道事業に係るものに限 る。）の庶務に関するこ と。				(4) 納及び保管に関するこ と。 (5) 水道事業に係る収入及び支出の書類の 審査及び保管に関するこ と。 (6) 水道事業に係る諸収入の調定に関する こ と。 (7) 水道事業の会計伝票、日計表及び会計 帳簿の整理及び保管に関するこ と。 (8) 水道事業の実地棚卸しに関するこ と。 (9) 水道事業に係る消費税の申告に関する こ と。 (10) 水道庁舎の維持管理に関するこ と。 (11) 公用車の管理に関するこ と。 (12) 課（水道事業に係るものに限る。）の 庶務に関するこ と。
水道経 営係	(1) 水道事業の基本計画、財政計画、經營 問題及び総合調整に関するこ と。 (2) 水道事業経営審議会に関するこ と。 (3) 水道事業の広報に関するこ と。 (4) 水道事業の予算、決算及び財務諸表に に関するこ と。 (5) 水道事業の国庫補助金の申請等に關す ること。 (6) 水道事業の企業債に関するこ と。 (7) 水道事業に係る契約及び物品の購入に に関するこ と。 (8) 水道事業の各種統計及び業務状況の報 告に関するこ と。 (9) 水道事業の計理状況の報告に関する こ と。 (10) 水道事業の資金計画に関するこ と。 (11) 水道事業の資産の取得、管理及び処分 の総括事務に関するこ と。 (12) 水道事業の備品の管理に関するこ と。 (13) 水道事業の手数料等の収納に関する こ と。 (14) 水道事業に係る現金及び有価証券の出	営業課	営業係	(1) 上下水道料金の徴収に関するこ と。 (2) 上下水道料金の納入通知書及び領收書 の発行に関するこ と。 (3) 上下水道料金の督促及び停水処分に關 すること。 (4) 上下水道料金の収納による消込事務及 び還付に関するこ と。 (5) 上下水道料金の減免に関するこ と。 (6) 上下水道料金の調定に関するこ と。 (7) 口座振替業務に関するこ と。 (8) 開閉栓に関するこ と。 (9) 水道使用者の名義変更等の手続に關す ること。 (10) 需要家台帳の作成及び保管に関するこ と。 (11) 検針に関するこ と。 (12) 予納金に関するこ と。 (13) 水道の使用用途認定に関するこ と。 (14) 手数料等の納付に関するこ と。 (15) 給水装置工事事業者及び排水設備工事 業者の指定に関するこ と。 (16) 水洗便所及び排水設備の普及促進に關 すること。 (17) 排水設備工事に伴う融資あつせん及び 資金助成に関するこ と。 (18) 課の庶務に関するこ と。	
		工務課	事業管 理係	(1) 水道施設の整備計画及び維持修繕計画 に関するこ と。 (2) 水道事業の認可の申請に関するこ と。 (3) 水道管路台帳の整備及び保管に関する こ と。 (4) 配給水管敷設用地の管理に関するこ と。 (5) 道路、河川等の占用等に関するこ と。 (6) 送配水計画の調整に関するこ と。 (7) 工事基準に関するこ と。 (8) 課の庶務に関するこ と。	
			給水係	(1) 給水装置工事申込書の受付、審査及び 施行の承認に関するこ と。 (2) 給水装置工事申込書の整理及び保管に に関するこ と。 (3) 給水装置工事の監督及びしゅん工検査 に関するこ と。	

		(4) 給水工事指針に関すること。 (5) 宅地造成に関する水道計画の指導、設計及び審査並びに配水管等の工事の監督に関すること。 (6) 簡易専用水道に関すること。 (7) 小規模貯水槽水道に関すること。 (8) 専用水道に係る技術的事項に関すること。			(8) 課の庶務に関すること。
配水課	配水係	(1) 水道管（導送配給水管をいう。以下同じ。）の維持管理に関すること。 (2) 漏水の復旧及び応急給水に関すること。 (3) 漏水の調査及び防止に関すること。 (4) 水道資材の調達及び保管に関すること。 (5) 給水管の工事及び当該工事に付随して施行される配水管の工事の計画、設計、施行及び監督に関すること。 (6) 水道管の管路調査及び水圧調査に関すること。 (7) 水道メーターの取替えに関すること。		排水設備係	(1) 開発行為の公共下水道（汚水に係るものに限る。）に係る指導及び引継ぎに関すること。 (2) 処理区域（汚水に係るものに限る。）内で新たに発生する公共汚水までの設置に関すること。 (3) 処理区域（汚水に係るものに限る。）内の取水管等の新設工事に関すること。 (4) 排水設備工事に伴う確認申請の受付等の事務に関すること。 (5) 排水設備工事の完了検査に関すること。 (6) 処理区域（汚水に係るものに限る。）内の特定施設及び除害施設に関すること。 (7) 汚水量の認定方法に関すること。 (8) 排水設備指定工事業者の指揮監督に関すること。
	整備係	(1) 受託工事の計画、設計、施行及び監督に関すること。 (2) 水道管及び水道施設の整備計画に基づく工事及び新設工事の設計、施行及び監督に関すること。 (3) 水道管の移設工事及び改良工事の計画、設計、施行及び監督に関すること。 (4) 維持修繕計画に基づく工事の設計、施行及び監督に関すること。 (5) 漏水の復旧及び応急給水に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。		下水道施設保全課	(1) 公共下水道（汚水に係るものに限る。）の管きよ建設工事に係る実施設計及び施工に関すること。 (2) 公共下水道（汚水に係るものに限る。）の管きよ建設工事に係る他事業との調整及び協議事務に関すること。 (3) 公共下水道（汚水に係るものに限る。）の管きよ建設工事に係る関係機関との調整に関すること。 (4) 公共下水道（汚水に係るものに限る。）の管きよ建設工事に係る国庫補助金事務に関すること。 (5) 公共下水道管きよ（汚水に係るものに限る。）の維持及び修繕に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	改良係	(1) 受託工事の計画、設計、施行及び監督に関すること。 (2) 水道管の移設工事及び改良工事の計画、設計、施行及び監督に関すること。 (3) 漏水の復旧及び応急給水に関すること。		管理係	(1) 公共下水道台帳（汚水に係るものに限る。）の作成、管理及び閲覧に関すること。 (2) 処理区域（汚水に係るものに限る。）の縦覧に関すること。 (3) 公共下水道管きよ（汚水に係るものに限る。）の維持及び修繕に関すること。 (4) 公共下水道管きよ施設（汚水に係るものに限る。）の占用、使用及び更新に関すること。 (5) 他工事との調整及び移設工事に関すること。 (6) 公共下水道財産（汚水に係るものに限る。）の管理に関すること。
下水道計画課	計画係	(1) 公共下水道事業（汚水に係るものに限る。）に係る計画に関すること。 (2) 公共下水道（汚水に係るものに限る。）の都市計画決定、事業認可及び事業計画に係る図書作成、公示又は縦覧に関すること。 (3) 関連事業との調整及び協議に関すること。 (4) 公共下水道（汚水に係るものに限る。）に係る技術指針の整備に関すること。 (5) 下水処理場等の建設に係る関係機関との調整に関すること。 (6) 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく告示（汚水に係るものに限る。）に関すること。 (7) 公共下水道（汚水に係るものに限る。）に係る各種調査・報告書に関すること。		水管理センター	(1) 取水、浄水及び送水に関すること。 (2) 浄水場、加圧ポンプ場、配水池及び送水施設（以下「浄水場等」という。）の運転及び維持管理並びに修繕及び改良に関すること。 (3) 送配水の記録及び作業日報の作成に関すること。 (4) 水源及び浄水の汚染の防止及び保全に関すること。